

平成30年度の財政運営検討W・Gの検討事項

資料1

項目	運営方針等決定状況		平成30年度に検討すべき 主な事項【残課題】	残課題のこれまでの検討状況
	方向性	基準等		
保険料・ 税の区分	統一 (激変緩和対象)	「保険料」	—	—
賦課方式	統一 (激変緩和対象)	「3方式(所得割・均等割・平等割)」(ただし、介護分は「2方式(所得割・均等割)」)	—	—
賦課割合	統一 (激変緩和対象)	<ul style="list-style-type: none"> Ⅰ 応能(所得)分と応益(均等割・平等割)分の賦課割合は、「β:1」 ※ βは全国平均を1とした場合の都道府県の所得水準 Ⅱ 応益(均等割・平等割)分の賦課割合は、「60:40」 	—	—
保険料率	統一 (激変緩和対象)	<ul style="list-style-type: none"> Ⅰ 標準保険料率は、医療費水準の差が比較的小さいことを踏まえ、医療費水準を加味せず統一($\alpha=0$) Ⅱ 標準保険料率で賄う経費は、事業費納付金対象経費は次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> (ア)保険給付費 (イ)出産育児諸費 (ウ)葬祭諸費 (エ)育児諸費 (オ)保健事業費(共通基準) (カ)その他の保険給付(精神・結核医療) (キ)保険料減免に要する費用(統一基準) (ク)一部負担金減免に要する費用(統一基準) (ケ)特定健康診査等に要する費用 (コ)医療費適正化等の対策費用等事務費(共通基準) (サ)特別高額医療費共同事業拠出金 (シ)審査支払手数料 (ス)財政安定化基金積立金(都道府県全体の返済分・補填分) (セ)都道府県の事業費 (ソ)過年度の保険料収納見込み (タ)予備費(都道府県分、保険料財源分) Ⅲ 府全体の共通公費は次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> (ア)療養給付費等負担金(保険基盤安定繰入金控除後及び地方単独事業の減額調整後) (イ)国・普通調整交付金(地方単独事業の減額調整後) (ウ)国・特別調整交付金(都道府県分) (エ)都道府県繰入金(1号分、地方単独事業の減額調整後) (オ)高額医療費負担金(国及び都道府県による負担金) (カ)特別高額医療費共同事業交付金 (キ)特別高額医療費共同事業負担金 (ク)過年度調整(納付金の過多) (ケ)特定健康診査等負担金 (コ)地方単独事業の減額調整分 (サ)国保財政安定化支援事業繰入金分 (シ)保険者支援制度(医療分) (ス)出産育児諸費(法定繰入分) (セ)算定可能な特別調整交付金(算定省令第6条第1項ハ～ヌ・附則第7条第2・3号) (ソ)激変緩和用の特例基金(取崩分、医療分) (タ)過年度の保険料収納見込み(医療分) Ⅳ 市町村が実際に定める保険料率も、原則「標準保険料率」と同率で統一(ただし、以下の例外あり) <ul style="list-style-type: none"> ①財政安定化基金への償還財源確保のための保険料率上乗せは容認 ②累積赤字解消や保険料減免及び一般会計繰入解消による激変緩和等のための保険料率上乗せ・一般会計繰入れは容認【激変緩和措置期間中に限る】 Ⅴ 過誤納保険料還付金・還付加算金については、各市町村負担 Ⅵ 後期分・介護分についても同様の考え方 	<ul style="list-style-type: none"> Ⅰ 府全体の共通公費の範囲の検討 ①過年度の保険料収納見込み(退職分) ②過年度の保険料収納見込み(一般分) ③保険者努力支援制度(都道府県分) Ⅱ 標準保険料率算定に用いる被保険者数・所得の推計方法 	<ul style="list-style-type: none"> ①平成29年度分の療養給付費等交付金については、支払基金と市町村との間で、調整を行うこととなるため、平成30年度においては、退職被保険者の過年度分保険料収入額を府に納めないこととした。 ②過去3カ年の平均収納額の60%を納付金としているが、収納率向上に対する意識が働きづらいことから、見直しを求める意見が一部ある。 ③平成30年度は法定意見聴取等の意見を踏まえ、共通公費として算入し、事業費納付金及び標準保険料率の引き下げに活用した。

項目	運営方針等決定状況		平成30年度に検討すべき 主な事項【残課題】	残課題のこれまでの検討状況
	方向性	基準等		
賦課 限度額	統一 (激変緩和対象)	<ul style="list-style-type: none"> Ⅰ 国民健康保険法施行令で定める額 (ただし、市町村標準保険料率は引き上げ前の賦課限度額に基づき算定されることから、府内統一基準としての賦課限度額は、「府が各年度において改正後の国民健康保険法第82条の3第1項の市町村標準保険料率を算定し、同条第3項の通知を行う日における施行令で定める賦課限度額」とする) 	—	—
保険料減 免・軽減	統一 (激変緩和対象)	<ul style="list-style-type: none"> Ⅰ H30年度から、「災害」・「収入減少」・「拘留等」・「旧被扶養者」の4つの事由に基づく減免は「共通基準」として運営方針「別に定める基準」に定めている。 Ⅰ なお、標準保険料率(事業費納付金)で賄う保険給付費等交付金(普通交付金)の交付対象は、原則、『大阪府国民健康保険運営方針の別に定める基準及び同基準に基づく運用を満たしている場合のみ』であるが、保険料減免に係る普通交付金について、制度移行初年度であり、運用に基づくシステム改修をはじめとする準備を要することも踏まえ、平成30年度は、運営方針の別に定める基準を満たしていれば、交付対象とする(経過措置として、運用については、これまでの各市町村の取扱いとすることも可能とする)。 	<ul style="list-style-type: none"> Ⅰ 多子世帯減免 	<ul style="list-style-type: none"> Ⅰ 多子減免 【実施方法】減免(軽減等は不可) 【対象】 子どもの定義:18歳以下(18歳に到達した年度末日まで適用) 減免率:2人目以降の子どもの均等割を半額(ただし、別途ひとり親世帯は1人目も同様に実施) 【所得制限】 市民税非課税世帯を案としていたが、制限不要(賦課限度額もあるため)ではないかとの意見あり 【事務負担軽減】 有効策がないか要検討
標準 収納率	実収納 率±α	<ul style="list-style-type: none"> Ⅰ 標準収納率は、各市町村の「実収納率」を基本に、規模別基準収納率との差に応じた諸条件(±α)を加味して設定 <ul style="list-style-type: none"> ・実収納率 直近3年間(平成30年度の算定にあたっては、平成26~28年度)における収納率実績の最高値と直近値の平均値を設定 ・規模別基準収納率 保険者努力支援制度の収納率に関する評価指標における規模区分(被保険者数が「1万人未満」「1万人以上5万人未満」「5万人以上10万人未満」「10万人以上」の4区分)別の直近収納率の平均値から、1ポイントを減じた値を設定 ・標準収納率 実収納率が規模別基準収納率を上回っている市町村には、当該上回っている値の2分の1を減じ、インセンティブとし、下回っている市町村には、実収納率に0.5ポイントを加算し、収納率向上の努力分とする Ⅰ 3年間固定(国保運営方針の対象期間中)とする(ただし、平成31年度においては、平成30年度の状況を検証の上、再検討する)。 	<ul style="list-style-type: none"> Ⅰ 標準収納率を達成できず、納付金支払いが困難となる財政リスクを避けるため、初年度においては左記のとおりとしているが、状況に応じて見直しを実施。 	—

項目	運営方針等決定状況		平成30年度に検討すべき 主な事項【残課題】	残課題のこれまでの検討状況
	方向性	基準等		
目標 収納率	実績＋ 伸び率	<ul style="list-style-type: none"> Ⅰ 目標収納率(現年度分)については、国が示す規模別の全国平均収納率をめざしていくという観点から、保険者努力支援制度における評価指標で示された市町村規模別の上位5割に当たる収納率を設定 Ⅰ 目標収納率(滞納繰越分)については、現行の府特別調整交付金の評価基準と同様に、全国平均の収納率(現年・滞納繰越分の計)を設定 Ⅰ 府独自のインセンティブ指標としては、上記目標収納率に係る評価指標とともに、各市町村の過去3年間における収納率で最も高い値をベースに保険者努力支援制度における評価指標で示された市町村規模別の上位5割に当たる収納率から算出する規模別収納率上昇目標値の達成状況を評価する。 	—	—
財政安定 化基金・ 特例基金	統一 (激変緩和 対象)	<ul style="list-style-type: none"> Ⅰ 「特別な事情」による収納不足時の交付基準については、以下を基本 <ul style="list-style-type: none"> ・極めて限定的な場合に限る(個々のケースごとに大阪府が判断) ・交付割合は収納不足額の2分の1 ・補填方法は当該市町村が行う(全市町村から意見聴取し、大阪府が判断) Ⅰ 特例基金を活用した激変緩和措置については、国公費(暫定措置分)を投入した上で行うこととし、その投入額は、平成30～35年度の各年度における激変緩和対象額を、90%,75%,60%,45%,30%,15%としていることを踏まえ、6:5:4:3:2:1で按分した額とする。 	—	—
解消・削 減すべき 赤字の範 囲	府独自 基準の 設定	<ul style="list-style-type: none"> Ⅰ 法定外一般会計繰入のうち、以下事由によるものは「解消・削減すべき赤字」として整理 <ul style="list-style-type: none"> ・「単年度決算補填のため」 ・「公債費・借入金利息に充てるため」 ・「保険料(税)の負担緩和を図るため」 ・「任意給付に充てるため」 ・「保険料(税)及び一部負担金の減免額に充てるため」 ・「市町村基金への積立のため」 ・「財政安定化基金の償還のため」 Ⅰ 平成29年度以降における収支の赤字による繰上充用金の増加分についても、「解消・削減すべき赤字」と整理 Ⅰ 平成28年度決算においてなお残る累積赤字については、当該市町村が責任を持って、平成29年度決算までに解消する(新制度施行時において、なお累積赤字を解消できていない場合は、「大阪府赤字解消計画基準」に基づき市町村が策定した赤字解消計画に基づいて解消をめざす。なお、計画策定対象外の市町村にあっても早期の解消をめざす。) 	—	—

項目	運営方針等決定状況		平成30年度に検討すべき 主な事項【残課題】	残課題のこれまでの検討状況
	方向性	基準等		
市町村保有の基金		<p>Ⅰ 予期せぬ収入減や支出増に備え、引き続き市町村で基金を保有 【基金への積立方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○収納率の向上等により国保特別会計に余剰が発生した場合のみ <p>【基金への繰出方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保険料収納不足による事業費納付金への充当のため ○財政安定化基金への償還のため ○過去の累積赤字の解消のため ○「共通基準(事業費納付金で賄う)」を上回る保健事業等を実施するため ○「共通基準(事業費納付金で賄う)」を上回る保険料・一部負担金の減免を実施するため(※激変緩和期間中に限る) ○市町村が独自で実施する保険料の激変緩和措置のため(※激変緩和期間中に限る) 	-	-
保険給付費等交付金		<p>Ⅰ 国が示す経費のほか、府内共通基準に係る以下の経費を普通交付金の対象経費として追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出産育児諸費 ・葬祭諸費 ・その他給付(精神・結核医療) ・審査支払手数料 ・保健事業費(共通部分) ・保健事業費(独自事業分) ・保険料(税)及び一部負担金減免に要する費用(共通部分) <p>Ⅱ 普通交付金対象経費のうち、以下の経費を国保連合会への直接支払い対象項目として設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・療養給付費等現物給付(医科、歯科、調剤、訪問看護、柔道整復) ・出産育児一時金(直接支払制度分) <p>Ⅲ 国が示す経費のうち、以下の公費を特別交付金の対象経費として設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険者努力支援制度(市町村分) ・国特別調整交付金(算定省令第6条第1項ハ～ヌ・附則第7条第2・3号を除く) ・市町村の取組等に応じ府独自のインセンティブとして交付する府2号繰入金 ・特定健診等負担金 <p>Ⅳ 上記特別交付金のうち、府独自のインセンティブとして交付する府2号繰入金に係る評価指標について項目を決定</p>	-	-